

議案第 75 号

桐生市工場アパートの設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例案

桐生市工場アパートの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定めるものとする。

令和元年 11 月 29 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市工場アパートの設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例

桐生市工場アパートの設置及び管理に関する条例(平成 11 年桐生市条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条を次のように改める。

(入居者の要件)

第 3 条 桐生市工場アパート(以下「工場アパート」という。)に入居できる者は、次に掲げる要件を備えているものとする。

- (1) 中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 5 項に規定する小規模企業者であること。
- (2) 工場として使用する者であること。
- (3) 規則別表に定める業種を現に 1 年以上継続して営んでいること。
- (4) 騒音、振動、悪臭その他の公害防止について、必要かつ適切な措置が講じられていること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、規則で定める要件を備えていること。

第 6 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、市長が認めるときは、当該使用期間を更新することができる。

第 6 条第 2 項を削る。

第 7 条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 駐車場の使用料は、規則で定めるものとする。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議 案 説 明

議案第 75 号 桐生市工場アパートの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

広く入居者を募るため、限定的であった入居要件を緩和しようとするものです。